

# フードコミュニティ いしかわ

第24号  
(改訂版)

2021年3月発行

## 新しい食品表示制度について(改訂版)

食品表示は、消費者と食品を繋ぐ重要な情報源です。平成27年に食品表示法が施行され、新しいルールでの表示が義務付けられています。このリーフレットでは、平成29年に発行した第24号の内容に原料原産地表示や栄養成分表示を加えて、表示の見方やポイントについてご紹介します。

### 加工食品の表示の見方

#### ① 一括表示

その商品の内容を表す一般的な名称が表示されています。

使用した原材料が表示されています。(アレルギー表示の見方は3ページ参照)

添加物は、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示されていることもあります(3ページ参照)。

内容量はg、ml、個数などの単位を明記して表示されます。



商品の表示に責任を持つ者の氏名又は法人名とその住所が表示されています。

(表示例)

名称	豆菓子
原材料名	落花生(国産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料
添加物	調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麹、カロチノイド)
内容量	100g
賞味期限	2021.×.×
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	〇〇食品株式会社 石川県〇〇市〇〇町〇ー〇

※この他、一定の要件に該当する場合には表示が必要になる事項として原産国名、遺伝子組換え食品に関する事項などがあります。

#### ② 栄養成分表示

(表示例)

栄養成分表示 100g当たり	
熱量	〇〇kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
食塩相当量	〇〇g

食品に含まれる栄養成分に関する情報が表示されます。

◆表示が義務付けられている栄養成分及び熱量  
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム  
(ナトリウムは食塩相当量で表示されます)

◆表示が推奨されている栄養成分  
飽和脂肪酸、食物繊維

◆任意で表示されている栄養成分  
ミネラル(亜鉛、カリウム、カルシウムなど)、ビタミン(ビタミンA、  
ビタミンB1、ビタミンCなど)など

表示義務のない加工食品の例として、容器包装に入れられていないもの、対面販売で客の注文に応じてその場で容器に詰める場合、施設を設けて飲食させる場合(レストラン、喫茶店など)などがあります。

# 品質事項の表示のポイント

原料原産地表示（猶予期間：令和4年3月末まで）

## 原料原産地表示の対象

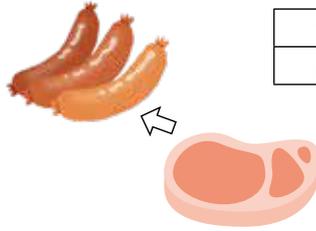
全ての加工食品の一番多い原材料が対象です。

## 原料原産地の表示方法

- 一番多い原材料が**生鮮食品**の場合→その生鮮食品の**産地**を表示

### 国別重量順表示

2か国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「国別重量順表示」が原則となります。



名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉（カナダ産、国産）、豚脂肪・・・

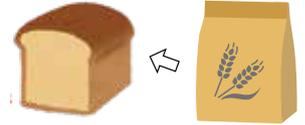
カナダ産と国産の肉が両方使われており、カナダ産のほうが使用量が多いことを表しています。

- 一番多い原材料が**加工食品**の場合→その加工食品の**製造地**を表示

### 製造地表示

※製造地表示を原則としますが、一番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には「〇〇製造」の代わりに、その産地を表示することができます。

（例）アメリカ産の小麦を使って国内で製造された小麦粉「小麦粉（国内製造）」←小麦粉の製造地を表示  
「小麦粉（小麦（アメリカ産）」←小麦の産地を表示



名 称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、バター、・・・

小麦粉が国内で作られたことを意味します。国産の小麦を使用しているという意味ではありません。

- 国別重量順表示が困難な場合は、一定の条件のもとで次の表示が可能です。

### 又は表示

過去の使用実績や今後の使用計画等に基づき、使用可能性のある複数国を、使用可能性の高いものから順に「又は」でつないで表示

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉（カナダ産又は国産）、・・・

※豚肉の産地は、〇年の使用実績順

「カナダ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。過去の使用実績等では「カナダ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

### 大括り表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉（輸入）、・・・

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。

過去の一定期間（製造年から3年以内の中で1年以上）の使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きの表示とその根拠書類の保管が必要

【注意書きの例】 〇〇の産地は、〇年の使用計画順  
〇〇の産地は、製造年の前年の使用実績順 等

## コラム ～食品表示法による自主回収制度について（令和3年6月から義務化）～

- 改正食品表示法に基づき、食品事業者が食品リコール（自主回収）を行った場合の届出が義務化されます。  
届出の対象：アレルギーや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り 等
- 届出された情報は国のシステムで一元的に管理・公表されます。



## 大括り表示 + 又は表示

過去の使用実績や今後の使用計画等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括り、「輸入」と「国産」を使用可能性の高いほうから順に「又は」でつないで表示

名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、…

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。過去の使用実績等では、「輸入」でまとめた外国の産地の合計の方が、「国産」よりも多く使われていたことを示しています。

※豚肉の産地は、○年の使用実績順 ←

注意書きの表示とその根拠書類の保管が必要（「又は表示」と同じ）

## 衛生事項の表示のポイント

### 原材料名と 添加物表示

「**原材料**」と「**添加物**」を明確に区分し、それぞれ**使用した重量割合の高い順に**、その最も一般的な名称を表示します。原則として、すべての添加物を含む食品原材料は、少量であっても表示が必要です。

#### 原材料と添加物を明確に区分した表示例

①	原材料名	いちご、砂糖
	添加物	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
②	原材料名	いちご、砂糖 / ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

①「添加物」の事項名を設けて表示

②スラッシュや改行を入れるなどの方法で表示

### アレルギー表示

①個別で表示：原則、アレルギー物質を含む原材料名（添加物名）の直後に（ ）を付けて表示します。原材料の場合→「（○○を含む）」、添加物の場合→「（○○由来）」。

原材料名	豚肉、マヨネーズ（卵を含む）、砂糖、… / 乳化剤（大豆由来）、…
------	-----------------------------------

②一括で表示：個別表示が困難な場合は、その食品に含まれている28品目全てのアレルギー物質を、原材料名の最後にまとめて、「（一部に○○・○○・…を含む）」と表示します。

原材料名	豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ、香辛料、酵母エキス、… / 調味料（アミノ酸等）、…、（一部に豚肉・ゼラチン・大豆・小麦を含む）
------	---

必ず表示する7品目（特定原材料）

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生



表示が勧められている21品目  
（特定原材料に準ずるもの）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

### 製造所固有記号

原則として同一製品を2以上の製造所で製造する場合のみ、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えることができます。

販売者	株式会社○○○ +XY 石川県○○市○○町0-0 お客様ダイヤル TEL 000-000-0000
-----	---

製造所固有記号

製造所に関する消費者からの問い合わせへの応答が義務化（連絡先等を表示）

# 保健事項の表示のポイント

## 栄養成分表示の様式

表示が義務付けられている栄養成分及び熱量のみを表示する場合は「食品表示基準別記様式2」、食品表示基準別表第9に掲げられた栄養成分及び熱量のうち、義務表示以外の栄養成分も併せて表示する場合は「食品表示基準別記様式3」により表示します。

食品表示基準別記様式2

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

必ず「栄養成分表示」と表示します。

食品表示基準別記様式3

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
-飽和脂肪酸	g
-n-3系脂肪酸	g
-n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
-糖質	g
-糖類	g
-食物繊維	g
食塩相当量	g
上記以外の別表第9に掲げられた栄養成分	mg又はµg

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します（1食分である場合、1食分の量を併記して表示します）。

糖質又は食物繊維いずれかを表示しようとする場合、炭水化物の内訳として糖質及び食物繊維の量の両方を表示します。

ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示します。

単位は食品表示基準別表第9第2欄に掲げられた単位を表示します。



栄養成分及び熱量の順番は変更できません。

食品表示基準別表第9に掲げられた栄養成分及び熱量以外の成分を表示したい場合、科学的根拠に基づき、事業者の責任において、栄養成分表示と区別して、栄養成分表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

ただし、トランス脂肪酸を表示したい場合は、食品表示基準別記様式3に示されている飽和脂肪酸の次（n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸も表示する場合はその次に）、脂質より1字下げて枠内に表示します。

(例) コラーゲン及びトランス脂肪酸を表示したい場合

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
-飽和脂肪酸	g
-トランス脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
食塩相当量	g

コラーゲン 表示の単位

※食品表示基準別表第9の詳細はこちら  
(消費者庁食品表示基準 [PDF: 535KB])



## 石川県 健康福祉部 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1445

メールアドレス [foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp)

ホームページ 『いしかわの食の安全・安心情報』

[いしかわ](#) [食の安全](#)

[検索](#)



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています